

義肢等補装具専門家会議報告書

平成19年12月

義肢等補装具支給制度は、昭和22年から労災保険の独自制度として運営（設立当時は「義肢等支給制度」として運営）しており、障害保健福祉施策を参考としつつ、必要な制度の見直しを行い、現在に至っている。

平成18年10月に障害者自立支援法が施行され、補装具給付制度が補装具費支給制度に改正され、これに伴い、障害保健福祉施策としての補装具及び日常生活用具の定義が明確化されるとともに、支給種目の見直しがなされ、「点字器」、「人工喉頭」、「収尿器」、「ストマ用装具」及び「歩行補助つえ（1本つえのみ）」が補装具から日常生活用具に整理され、また、「重度障害者用意思伝達装置」が、日常生活用具から補装具に整理された。

一方、労災保険の義肢等補装具支給制度については、義肢等補装具専門家会議が平成11年に開催されて以来、約8年間開催されておらず、現在に至るまで、制度の見直しが行われていないが、その間、医学・工学の技術・研究の進展が見られるとともに、労災保険においても、障害認定基準の改正が行われている。

このため、障害者自立支援法の施行を契機として、医学的・工学的見地から、義肢等補装具支給制度について必要な見直しの検討を行うために、義肢等補装具専門家会議を開催した。同会議においては、義肢等補装具支給制度の意義及び役割について、法律の見地から整理も行った。

これらの結果を取りまとめたので、ここに報告する。

平成19年12月

義肢等補装具専門家会議	座長	盛合 徳夫
		赤居 正美
		川村 次郎
		木村 彰男
	(副座長)	住田 幹男
		高見 健二
		徳弘 昭博
		中島 八十一

目 次

第 1	義肢等補装具支給制度の意義及び役割	4
1	義肢等補装具支給制度の意義	4
2	義肢等補装具支給制度の役割	6
第 2	義肢等補装具として支給する種目の基本的考え方	7
第 3	障害者自立支援法における補装具の考え方の変更に伴う検討	8
1	障害者自立支援法の補装具の支給種目と労災保険法の義肢等補装具の 支給種目の整理	8
2	障害者自立支援法において新たに追加された車いす、電動車いす の付属品	12
第 4	障害等級認定基準との整合性に係る検討	15
1	体幹装具	15
2	ストマ用装具	16
3	浣腸器付排便剤	17
第 5	医学的・工学的観点からの見直しに係る検討	19
1	車いす	19
2	電動車いす	20
3	褥瘡予防用敷ふとん	21
4	筋電電動義手	22
第 6	義肢等補装具専門家会議として検討すべき今後の課題等	26
1	適切な性能を有する義肢の支給	26
2	義肢等補装具専門家会議の開催	26
第 7	その他	26
1	基準外支給	26
2	その他	27

(資料)

資料 1	「義肢等補装具支給制度の法的整理」 (上智大学名誉教授 山口浩一郎)	29
資料 2	「義肢等補装具支給制度の法的整理」 (京都大学法学研究科教授 西村健一郎)	33
資料 3	意見書 (防衛医科大学校病院院長 望月英隆)	39
資料 4	労災保険における両上肢切断者に係る筋電電動義手支給後 の状況について	41
資料 5	「義肢等補装具専門家会議」の開催要綱	43
資料 6	「義肢等補装具専門家会議」参集者名簿	44